

高松市公募型指名競争入札試行要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の買入れ・借入れ、業務の委託・役務の提供、製造の請負その他の契約（高松市公募型指名競争入札実施マニュアル（平成13年6月1日施行）の適用を受ける工事及び測量・建設コンサルタント業務等を除く。以下「市発注契約」という。）において、事前に入札参加を希望する事業者を募集し、その応募者のうちから入札参加者を選定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）を試行するに当たり、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。以下「契約規則」という。）、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、入札の透明性、公平性及び競争性の確保を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 公募型指名競争入札の対象案件は、指名競争入札による市発注契約のうち、入札の透明性、公平性及び競争性の確保を図る観点から、この要領による手続を経て入札参加者を選定することが適当と認められるものとする。ただし、物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿に登載されていない者も対象としなければ競争性が確保されないと認められる場合は、対象案件としないものとする。

(案件公表)

第3条 契約規則第17条第2項において読み替えて準用する契約規則第6条の規定により、公募型指名競争入札を実施するときは、あらかじめ、インターネットを利用して次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 市発注契約の名称
- (2) 履行場所
- (3) 履行期間
- (4) 入札に参加する者に必要な資格及びあらかじめ入札参加申請をして市長の指名を受けなければならない旨
- (5) 入札参加申請の提出期限及び提出場所
- (6) 設計書、仕様書、図面その他契約条項を示す日時及び場所
- (7) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (8) 入札及び開札の日時（入札期間を定めて行う入札にあつては、当該期間）
- (9) 入札及び開札の場所
- (10) 入札の無効に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加資格要件)

第4条 公募型指名競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満た

す者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 当該公表の日において有効な物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿において、当該案件で指定する業種及び種目に登載されている者であること。
 - (3) 前号の物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿において登載されている主たる事務所又は従たる事務所の所在地が当該案件で指定する要件を満たしていること。
 - (4) 当該公表の日から落札決定の日までの間に高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の期間が含まれていないこと。
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- 2 前項に定めるもののほか、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、参加要件の設定に当たっては、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。
 - 3 前項の場合において、市内企業以外の者にも参加資格を認めようとするときは、準市内企業・市外企業の順で、対象を拡大するものとする。
 - 4 前2項の規定の運用については、高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領（平成26年6月1日施行）第2条第2項及び第3条の規定の例による。この場合においては、同項及び別表中「指名数」とあるのは、「参加見込数」と読み替えるものとする。
 - 5 第1項から第4項までに定めるもののほか、契約の性質又は目的により、必要な要件を定めることができる。

（入札参加申請）

第5条 公募型指名競争入札に参加を希望する者は、第3条第5号の提出期限までに、公募型指名競争入札参加申請書を市長に提出しなければならない。

（入札参加申請の提出期間）

第6条 入札参加申請の提出期間は、案件公表の日から起算して4日間以上（市の休日を含まない。）としなければならない。

（指名業者の選定）

第7条 市長は、第5条の規定による入札参加申請書の提出者（以下「申請者」とい

う。)のうちから指名業者を選定するものとする。この場合において、指名業者の上限数は設定しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの適用を受ける工事及び測量・建設コンサルタント業務等との均衡から、上限数を設定することが適当と認められる案件については、同マニュアルに定める数と同様の上限数を設定することができる。この場合においては、案件公表時にその旨を明らかにするものとする。

(通知書等の交付)

第8条 市長は、申請者のうち、指名業者として選定した者には入札通知書を、指名業者として選定しなかった者(以下「非選定者」という。)にはその理由を記載した非指名通知書を送付するものとする。

(苦情の申立て)

第9条 非選定業者の苦情の申立てについては、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル8-2の規定を準用する。この場合において、同マニュアル8-2中「苦情及び再苦情」とあるのは、「苦情」と読み替えるものとする。

(公募型指名競争入札の中止)

第10条 第7条による選定の結果、入札に参加する者に必要な資格を満たす者の数が2に達しないときは、当該公募型指名競争入札は中止するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年1月31日から施行する。ただし、第4条第4項の規定は、同年6月1日から施行する。

(読替規定)

- 2 平成26年5月31日までの間における第2条、第4条第1項第2号及び第3号並びに次項の規定の適用については、これらの規定中「物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿」とあるのは、「物品等入札参加資格者名簿」とする。

(ファクシミリを利用した周知)

- 3 当分の間、案件の公表後、直ちに、物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿の登載に係る入札参加資格を有すると認められる者に対し、ファクシミリを利用して当該公表の旨を周知するものとする。